

長崎市・長与町新浄水場共同整備事業
モニタリング基本計画書

令和 7 年 4 月
長崎市・長与町

目次

第1章	基本的事項	1
1.	モニタリング基本計画書の位置づけ	1
2.	モニタリング基本計画とモニタリング実施計画との関係	1
3.	モニタリングの構成	1
4.	モニタリングの対象	2
5.	モニタリングの費用負担	2
第2章	設計業務及び建設業務モニタリング	2
1.	モニタリングの基本的な考え方	2
2.	モニタリングの確認方法	3
3.	要求水準を満たしていないことが確認された場合等の措置	4
第3章	運転維持管理業務モニタリング	5
1.	モニタリングの基本的な考え方	5
2.	モニタリングの確認方法	5
3.	モニタリングの実施方法	6
4.	事業者の責めにより本施設の機能が停止した場合等の措置	7

第1章 基本的事項

1. モニタリング基本計画書の位置づけ

本モニタリング基本計画書は、長崎市及び長与町(以下「本市町」という。)が長崎市・長与町新浄水場共同整備事業(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)が、要求水準書に規定されている要求水準を満たしていること及び事業者の提案内容を満たしていること(以下「要求水準等の履行」という。)並びに基本契約、設計及び建設工事請負契約及び運転維持管理業務委託契約(以下、3つの契約書を総称して「事業契約」という。)の履行状況をモニタリングする基本的な考え方及び内容を示すものである。

2. モニタリング基本計画とモニタリング実施計画との関係

モニタリング基本計画は、モニタリング実施計画を作成するための骨子である。

モニタリング実施計画とは、モニタリング基本計画及び事業契約に基づく事業全体のモニタリング計画のことである。

なお、本市町は、事業者と協議し、モニタリング実施計画書を作成する。また、事業者は、モニタリング実施計画書に基づき、各対象のセルフモニタリング業務計画書を作成し、本市町の承認を受ける。

3. モニタリングの構成

モニタリングは、① 事業者によるセルフモニタリング、② 本市町によるモニタリングで構成される。

① 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、自らが作成したセルフモニタリング業務計画書に基づき、要求水準等の履行及び事業契約の履行状況についてセルフモニタリングを行い、その結果を本市町に書類及び電子記録媒体等を用いて報告する。

② 本市町によるモニタリング

本市町は、事業者によるセルフモニタリングの結果報告を受け、モニタリング実施計画書に基づき、書面又は会議体にてモニタリングを行う。

なお、本市町が必要と判断した場合は、現場確認を行う場合がある。

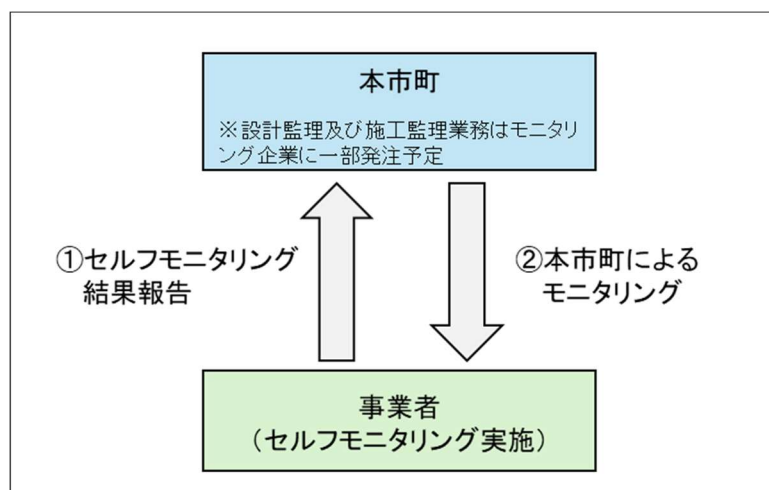


図 1 モニタリング構成

4. モニタリングの対象

モニタリングの対象は、以下のとおりとする。

(1) 設計・建設業務期間

(ア) 調査・設計業務

(イ) 建設業務

(2) 運転維持管理業務期間

(ア) 運転管理業務及び保守管理業務(以下「運転維持管理業務」という。)

5. モニタリングの費用負担

セルフモニタリングにかかる費用は、事業者が負担する。

第2章 調査・設計業務及び建設業務モニタリング

1. モニタリングの基本的な考え方

(1) 調査・設計業務のモニタリング

調査・設計業務のモニタリングは、基本設計業務、各種調査業務及び詳細設計業務等(以下「設計業務等」という。)に関する要求水準等の履行並びに事業契約の履行状況の確認を行う。

事業者は、事業契約の締結後速やかに要求性能確認計画書を作成し、本市町の承認を受ける。

事業者は当該要求性能確認計画書に基づき、セルフモニタリング業務計画書を設計業務等の着手前に作成し、本市町の承認を受ける。

本市町は、設計業務等に関する書類及びセルフモニタリング報告書に基づきモニタリングを行うものとする。

(2) 建設業務のモニタリング

建設業務のモニタリングは、建設業務の施工等に関する要求水準等の履行及び事業契約の履行状況の確認を行う。

事業者は、事業契約の締結後速やかに要求性能確認計画書を作成し、本市町の承認を受ける。

事業者は当該要求性能確認計画書に基づき、セルフモニタリング業務計画書を業務着手前に作成し、本市町の承認を受ける。

本市町は、施工状況及びセルフモニタリング報告書に基づきモニタリングを行うものとする。

2. モニタリングの確認方法

(1) 書類による確認

ア. 調査・設計業務のモニタリング

事業者は、調査・設計業務に関する要求水準等の履行及び事業契約の履行状況を自ら確認の上、表 1 に示す書類を本市町に提出して確認を受ける。また、本市町が必要と判断する書類についても、本市町に提出して確認を受ける。

表 1 調査・設計業務のモニタリングに係る書類

No	提出書類	概要
1	調査・設計業務の要求性能確認計画書	要求水準書及び提案書の内容を示したもの
2	セルフモニタリング業務計画書 (調査・設計業務)	セルフモニタリングの実施体制や報告内容、提出時期等を示したもの
3	詳細設計図書リスト	図書毎の提出日等を示したもの
4	詳細設計図書	業務を実施するために必要な図書で、設計の内容を示したもの
5	業務工程表	業務の工程を示したもの
6	セルフモニタリング報告書 (調査・設計業務)	調査・設計業務に係るセルフモニタリング結果の報告書

イ. 建設業務のモニタリング

事業者は、建設業務に関する要求水準等の履行及び事業契約の履行状況を自ら確認の上、表 2 に示す書類を本市町に提出して確認を受ける。また、本市町が必要と判断する書類についても、本市町に提出して確認を受ける。

表 2 建設業務のモニタリングに係る書類

No	提出書類	概要
1	建設業務の要求性能確認計画書	要求水準書及び提案書の内容を示したもの
2	セルフモニタリング業務計画書 (建設業務)	セルフモニタリングの実施体制や報告内容、提出時期等を示したもの
3	施工計画書	建設業務で実際に施工する内容を具体的に示した図書
4	監理技術者資格者証	監理技術者の設置に係る事実確認を証する書類
5	許認可等の取得を証する書類	業務の開始に必要な許認可等が取得できていることを証する書類
6	業務工程表	業務の工程を示したもの
7	セルフモニタリング報告書 (建設業務)	建設業務に係るセルフモニタリング結果の報告書

(2) 会議体による確認

本市町と事業者は、表 3 に示す会議体を設置する。本市町は、これらの会議体の開催を通じて、要求水準等の履行の状況及び課題等を確認し、対応方針について事業者と協議を行う。本市町又は事業者が必要と認める場合は、本市町と事業者は、以下の会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。

事業者は、会議体のほか、本市町がモニタリングについての説明等を行う場合は、本市町に必要な協力を行うものとする。

表 3 会議体による確認

会議体名	概要
年度事業報告会	事業の結果、次年度事業計画等の報告・確認を行う会議
月例報告会	毎月の要求水準等の履行の状況の報告・確認を行う会議

(3) 現場確認

本市町は、書類及び会議体における確認の結果、本市町が必要と判断した場合又は事業者が現場確認を要請し本市町が認めた場合は、現場確認を行う。

事業者は本市町の現場確認に必要な協力を行う。

3. 要求水準を満たしていないことが確認された場合等の措置

本市は、本事業のモニタリング実施計画に従って実施されたモニタリングの結果、要求水準書に規定されている要求水準を満たしていないこと又は事業者の提案内容を満たしていないことが確認された場合は、事業者に対し、是正勧告又は是正命令を行い、是正が認められない場合は、事業者に対し、工事請負代金の減額又は契約の解除の措置を行うことができる。

第3章 運転維持管理業務モニタリング

1. モニタリングの基本的な考え方

運転維持管理業務のモニタリングは、運転維持管理業務に関する要求水準等の履行及び事業契約の履行状況の確認を行う。

事業者は、運転維持管理業務開始前までに要求性能確認計画書を作成し、本市町の承認を受ける。また、事業者は、要求性能確認計画書に基づき、セルフモニタリング業務計画書を運転維持管理業務開始前までに作成し、本市町の承認を受ける。

本市町は、業務報告書及びセルフモニタリング報告書に基づきモニタリングを行うものとする。本市町が必要と認めた場合は、現場確認を行い、事業者は、結果に応じた必要な措置を行う。

2. モニタリングの確認方法

(1) 書類による確認

事業者は、運転維持管理業務に関する要求水準等の履行及び事業契約の履行状況を自ら確認の上、表 4 に示す書類を本市町に提出して確認を受ける。また、本市町が必要と判断する書類についても、本市町に提出して確認を受ける。

表 4 運転維持管理業務のモニタリングに係る書類

No	提出書類	概要
1	運転維持管理業務の要求性能確認計画書	要求水準書及び提案書の内容を示したもの
2	セルフモニタリング業務計画書 (運転維持管理業務)	セルフモニタリングの実施体制や報告内容、提出時期等を示したもの
3	年間業務計画書	1年間に実施する運転維持管理業務の内容について示したもの
4	月間業務計画書	1か月間に実施する運転維持管理業務の内容について示したもの
5	年間運転維持管理業務報告書	当該年度に実施した運転維持管理業務報告書
6	月間運転維持管理業務報告書	当該月に実施した運転維持管理業務報告書
7	業務日報	毎日の業務の実施状況
8	セルフモニタリング結果報告 (運転維持管理業務)	運転維持管理業務に係るセルフモニタリング報告書

(2) 会議体による確認

本市町と事業者は、表 5 に示す会議体を設置する。本市町は、これらの会議体の開催を通じて、業務の要求水準等の履行の状況、課題等を確認し、対応方針について事業者と協議を行う。

本市町又は事業者が必要と認める場合は、本市町と事業者は、以下の会議体によらず、別途会議体を設けるものとする。

事業者は、会議体のほか、本市町がモニタリングについての説明等を行う場合、本市町に必要な協力を行うものとする。

表 5 会議体による確認

会議体名	概要
年度事業報告会	事業の結果、次年度事業計画等の報告・確認を行う会議
月例報告会	毎月定期的に業務の遂行状況等の報告・確認を行う会議

(3) 現場確認

本市町は、書類及び会議体における確認の結果、本市町が必要と判断した場合、又は事業者が現場確認を要請し本市町が認めた場合は、現場確認を行う。

事業者は本市町の現場確認に必要な協力を行う。

3. モニタリングの実施方法

(1) 日常モニタリング

日常モニタリングにおける事業者及び本市町の作業内容は、以下のとおりとする。

ただし、モニタリング方法についての詳細は、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画において確定する。

表 6 日常モニタリング

事業者	本市町
- 日常業務の実施に関するセルフモニタリングを行い、その結果に基づき、業務報告書（日報）を作成する。 - 業務報告書（日報）を本市町へ提出する。	業務報告書（日報）の内容を確認する。

(2) 定期モニタリング

定期モニタリングにおける事業者及び本市町の作業内容は、以下のとおりとする。ただし、モニタリング方法についての詳細は、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画において確定する。

表 7 定期モニタリング

事業者	本市町
- 業務報告書（日報）及びその他の報告事項を取りまとめ、業務報告書（月報及び年報）等を作成する。 - 業務報告書（月報及び年報）等を本市町へ	業務報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果を事業者へ通知（通知までの日数は、本市町と事業者で協議の上決定）する。

提出する。 ・ モニタリング結果の公表について、本市町へ協力する。	・ モニタリング結果について対外的に公表する。
--------------------------------------	-------------------------

(3) 随時モニタリング

随時モニタリングにおける事業者及び本市町の作業内容は、以下のとおりとする。ただし、モニタリング方法についての詳細は、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画において確定する。

表 8 随時モニタリング

事業者	本市町
- 適宜、本市町からの説明要求の対応を行う。 - 適宜、現場立会いの対応を行う。	定期モニタリングの他に、必要に応じて、施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び現場立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。

4. 事業者の責めにより本施設の機能が停止した場合等の措置

本市町は、本事業のモニタリング実施計画に従って実施されたモニタリングの結果、事業者の責めにより本施設の機能が停止した場合、又は要求水準書に規定されている要求水準を満たしていないこと若しくは事業者の提案内容を満たしていないことが確認された場合は、事業者に対し、是正勧告又は是正命令を行い、業務責任者の変更、サービス対価の減額又は契約の解除の措置を行うことができる。

なお、要求水準書に規定されている要求水準を満たしていないこと又は事業者の提案内容を満たしていないことが確認された場合、本市町は、その内容に応じて事業者にペナルティポイントを科し、その累積によりサービス対価を減額する。

ペナルティポイントの設定については、本市町が決定する。